

利益相反管理方針 新旧対照表

※変更箇所：下線部

新	旧	備考
<p>5. 利益相反管理方針</p> <p>(1) リファレンス・バンクおよびリファレンス・バンクで全銀協TIBORに関連する業務に従事する役職員 運営機関は、業務規程第21条第3項第4号にもとづき、リファレンス・バンクによるレート呈示の健全性を担保するため、行動規範を制定し、リファレンス・バンクに社内態勢の整備を求め、運営機関がその遵守状況の確認を行う。 (以下略)</p>	<p>5. 利益相反管理方針</p> <p>(1) リファレンス・バンクおよびリファレンス・バンクで全銀協TIBORに関連する業務に従事する役職員 運営機関は、業務規程第21条第3項第3号にもとづき、リファレンス・バンクによるレート呈示の健全性を担保するため、行動規範を制定し、リファレンス・バンクに社内態勢の整備を求め、運営機関がその遵守状況の確認を行う。 (以下略)</p>	<p>・条文ずれの修正</p>
<p>(2) 運営機関の役職員 (前略) また、運営機関は、業務規程第21条第3項第11号および第32条にもとづき、その役職員の報酬体系について、全銀協TIBORの水準に連動させない等、全銀協TIBORの不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保するものとする。 (中略)</p>	<p>(2) 運営機関の役職員 (前略) また、運営機関は、業務規程第32条にもとづき、その役職員の報酬体系について、全銀協TIBORの水準に連動させない等、全銀協TIBORの不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保するものとする。 (中略)</p>	<p>・業務規程第 21 条第 3 項第 11 号の新設に伴う修正</p>

新	旧	備考
<p>① <u>業務規程第21条第3項第8号および第30条第1項にもとづき、リファレンス・バンクを含む金融機関その他の第三者との間で、正当な理由なく個別リファレンス・バンクのレート呈示内容を含む全銀協TIBORの集計・算出・公表に関する非公表情報の情報交換をすること</u></p> <p>② <u>業務規程第21条第3項第9号および第30条第2項にもとづき、業務に関して知り得た情報を利用して、自己または第三者の利益を図ること</u></p>	<p>① <u>リファレンス・バンクから経済的利益を得ること</u></p> <p>② <u>リファレンス・バンクを含む金融機関その他の第三者との間で、正当な理由なく個別リファレンス・バンクのレート呈示内容を含む全銀協TIBORの集計・算出・公表に関する非公表情報の情報交換をすること</u></p>	<p>・ 現行の②を①に移動したうえで根拠条文を追加</p> <p>・ 現行の①を②に移動したうえで規定趣旨の明確化</p>
<p>(3) 全銀協TIBOR監視委員会の委員</p> <p>運営機関は、<u>業務規程第8条第3項および第21条第3項第2号</u>にもとづき、全銀協TIBOR監視委員会の委員の選任に当たり、金融機関に所属する者を委員に選任しない。また、監視委員会の委員は就任に当たり、様式2に定める「利益相反に関する誓約書」を運営機関に提出し、運営機関は当該誓約書を公表する。</p> <p>また、運営機関は、<u>業務規程第21条第3項第11号および第32条</u>にもとづき、監視委員会の委員の報酬について、全銀協TIBORの水準に連動させない等、全銀協TIBORの不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保するものとする。</p>	<p>(3) 全銀協TIBOR監視委員会の委員</p> <p>運営機関は、<u>業務規程第8条第3項</u>にもとづき、全銀協TIBOR監視委員会の委員の選任に当たり、金融機関に所属する者を委員に選任しない。また、監視委員会の委員は就任に当たり、様式2に定める「利益相反に関する誓約書」を運営機関に提出し、運営機関は当該誓約書を公表する。</p> <p>また、運営機関は、<u>業務規程第32条</u>にもとづき、監視委員会の委員の報酬について、全銀協TIBORの水準に連動させない等、全銀協TIBORの不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保するものとする。</p>	<p>・ 業務規程第21条第3項第2号の新設に伴う修正</p> <p>・ 業務規程第21条第3項第1号の新設に伴う修正</p>

新	旧	備考
<p>全銀協TIBOR監視委員会の委員は、次に掲げる場合には、その旨を運営機関に申し出るとともに、委員会における決議事項について当該利害関係のあるときは当該議決に加わらない。</p> <p>○リファレンス・バンクの依頼を受けて全銀協TIBORに関連する業務を受託する場合</p> <p><u>また、監視委員会の委員は、業務規程第21条第3項第9号および第30条第2項に定めるところにより、業務に関して知り得た情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。</u></p>	<p>全銀協TIBOR監視委員会の委員は、次に掲げる場合には、その旨を運営機関に申し出るとともに、委員会における決議事項について当該利害関係のあるときは当該議決に加わらない。</p> <p>○リファレンス・バンクの依頼を受けて全銀協TIBORに関連する業務を受託する場合</p>	<p>・業務規程第 21条第3項第9号の新設に伴う追加</p>
<p>(4) 運営機関から全銀協TIBORの算出等の事務の委託を受けた事務代行会社および事務代行会社で当該業務に従事する役職員</p> <p>運営機関は、業務規程第21条第3項第5号にもとづき、「全銀協TIBORの算出・公表業務の委託に関する指針」に従い、事務代行会社への委託事務の内容を集計・算出・公表に係る単純事務に限定するなど、適切な事務態勢が構築されるよう配慮する。</p>	<p>(4) 運営機関から全銀協TIBORの算出等の事務の委託を受けた事務代行会社および事務代行会社で当該業務に従事する役職員</p> <p>運営機関は、業務規程第21条第3項第4号にもとづき、「全銀協TIBORの算出・公表業務の委託に関する指針」に従い、事務代行会社への委託事務の内容を集計・算出・公表に係る単純事務に限定するなど、適切な事務態勢が構築されるよう配慮する。</p>	<p>・条文ずれの修正</p>
<p>6. 利益相反管理状況のモニタリング等</p> <p>監視委員会は、本方針の対象者における利益相反関係の管理状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて是正に向けた勧告を行う。</p> <p>また、運営機関は、業務規程第21条第3項第3号にもとづき、全銀協TIBORの定義見直し等に当たり、監視委</p>	<p>6. 利益相反管理状況のモニタリング等</p> <p>監視委員会は、本方針の対象者における利益相反関係の管理状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて是正に向けた勧告を行う。</p> <p>また、運営機関は、業務規程第21条第3項第2号にもとづき、全銀協TIBORの定義見直し等に当たり、監視委</p>	<p>・条文ずれの修正</p>

新	旧	備考
<p>員会の確認を受ける。</p>	<p>員会の確認を受ける。</p>	
<p>7. 利益相反事項の公表</p> <p>運営機関は、業務規程第21条第3項第6号にもとづき、全銀協TIBORの利用者に開示すべきと考えられる個々の利益相反事項がある場合には、監視委員会において、その開示の要否を検討し、開示の必要があると判断された場合には、理事会の決定により公表する。</p>	<p>7. 利益相反事項の公表</p> <p>運営機関は、業務規程第21条第3項第5号にもとづき、全銀協TIBORの利用者に開示すべきと考えられる個々の利益相反事項がある場合には、監視委員会において、その開示の要否を検討し、開示の必要があると判断された場合には、理事会の決定により公表する。</p>	<p>・ 条文ずれの修正</p>
<p>8. 情報管理</p> <p>運営機関は、業務規程第21条第3項第7号にもとづき、利益相反に関する情報の取扱いに厳正を期し、事案に応じた情報管理を徹底するため、執務室を他の関係する団体から物理的に隔離された状態とし、当該執務室への入室を管理するなど、適切な情報管理措置を講じるものとする。</p> <p>また、運営機関は、業務規程第21条第3項第7号にもとづき、関係当事者に対し、利益相反を適時適切に管理するための十分な方策を講じること、特に利益相反のリスクを生じさせる活動に従事する者の間における情報交換を適切に管理する手続の策定を考慮することについて、適切な働きかけを行うものとする。</p>	<p>8. 情報管理</p> <p>運営機関は、業務規程第21条第3項第6号にもとづき、利益相反に関する情報の取扱いに厳正を期し、事案に応じた情報管理を徹底するため、執務室を他の関係する団体から物理的に隔離された状態とし、当該執務室への入室を管理するなど、適切な情報管理措置を講じるものとする。</p> <p>また、運営機関は、業務規程第21条第3項第6号にもとづき、関係当事者に対し、利益相反を適時適切に管理するための十分な方策を講じること、特に利益相反のリスクを生じさせる活動に従事する者の間における情報交換を適切に管理する手続の策定を考慮することについて、適切な働きかけを行うものとする。</p>	<p>・ 条文ずれの修正</p> <p>・ 条文ずれの修正</p>
<p>9. 内部告発態勢の整備</p> <p>運営機関は、業務規程第21条第3項第10号および第25条第1項にもとづき、コンプライアンス室において、全銀協TIBORに関する不正操作や不正行為の早期発見のため、</p>	<p>9. 内部告発態勢の整備</p> <p>運営機関は、業務規程第25条第1項にもとづき、コンプライアンス室において、全銀協TIBORに関する不正操作や不正行為の早期発見のため、運営機関の職員、事務</p>	<p>・ 業務規程第 21条第3項第 10号の新設に伴う</p>

新	旧	備考
<p>め、運営機関の職員、事務委託先およびその職員、リファレンス・バンクの職員等からの通報・相談を受け付けるヘルプライン窓口を設置する。なお、同窓口としては、内部通報窓口のほか、独立した外部機関への通報窓口を設置する。</p>	<p>委託先およびその職員、リファレンス・バンクの職員等からの通報・相談を受け付けるヘルプライン窓口を設置する。なお、同窓口としては、内部通報窓口のほか、独立した外部機関への通報窓口を設置する。</p>	<p>修正</p>

以 上